○条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例

昭和４３年３月３０日

条例第１３号

改正　昭和62年3月30日　条例第11号

平成18年2月22日　条例第1号

平成19年3月29日　条例第2号

平成25年3月28日　条例第1号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条の２第２項の規定に基づき、香南香美老人ホーム組合の条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員（以下これらを「職員」という。）の分限に関し、必要な事項を定めるものとする。

（分限）

第２条　組合長は、職員が次の各号に該当する場合でなければ、職員をその意に反して免職することができない。

（１）　職務成績が良くない場合

（２）　心身の故障のため、職務遂行に支障があり、またこれに堪えない場合

（３）　前２号に規定する場合を除くほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

（４）　廃職又は予算の減少により過員を生じた場合

（５）　天災地変その他止むを得ない事由のため、事業の継続が不可能となつた場合

（６）　刑事事件に関し起訴された場合

（委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

この条例は、昭和４３年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第１１号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２８日条例第１号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。